

第27期第13回東大和市立公民館運営審議会(公民館運営審議会委員研修会)概要

- 1 日時 令和7年1月30日(木) 午後2時～4時
- 2 場所 東大和市立中央公民館 203学習室
- 3 委員 (出席者)佐々木会長、増本副会長、浜田委員、津嶋委員、若野委員、相澤委員、橋本委員
岡田委員
(欠席者)吉村委員、大島委員、新井委員、豊田委員
- 4 事務局 (出席者)伊藤中央公民館長、内藤南街公民館長、森田狭山公民館長、宮田蔵敷公民館長
西田上北台公民館長、佐野主任
- 5 講師 伊東 静一氏(東京都公民館連絡協議会顧問・東京学芸大学等講師)
- 6 テーマ 「これからの公民館運営審議会委員の役割」
- 7 研修資料

・「これからの公運審委員の役割」

8 研修内容

(1)公民館って、いつ、どうしてできたの？

- ・公民館は、戦後の民主化政策の一環として、社会教育と地域振興を担う拠点として1946年に構想され、1949年の社会教育法で法的に位置づけられた。その役割は学習だけでなく、娯楽、自治、産業等多岐にわたる「町村振興の中心機関」とされた。
- ・公民館とは社会教育法に基づき、「地域住民の教養向上や生活文化の振興」を目的に設置された教育機関である。
- ・生涯学習とは教育基本法に基づき、「人々が自己の充実のため、生涯にわたり自発的に行う学習」という理念である。
- ・公民館は、生涯学習という理念を実現するための具体的な「場」であり、各種事業や学習支援を行う機関。
- ・地方公共団体は、法律や条例に基づき「教育機関」として公民館を設置する。教育・文化に関する事業を行うための専門施設と職員を備え、管理者の下で継続的に運営される機関である。原則として教育委員会が所管するが、現在では特例により、市長部局など一般行政が管理することも認められている。
- ・公民館とは、地域の知識(智)を学び合い、人々をつなぐことで、自治の担い手を育てる場所である。市民会館や地域会館との大きな違いは、公民館が法律で定められた「教育機関」であり、このため、運営主体や役割が他の施設とは異なる。

(2)東京の公民館の足跡

- ・多摩地域では戦後いち早く公民館が設置され、その背景には、独立した校舎を持つ「青年学校」の存在があった。東京の公民館数は1987年の84館をピークに、現在は71館に減少している。
- ・1960～70年代、「公民館三階建論」や「三多摩テーゼ(新しい公民館像をめざして)」といった都市型公民館の構想が生まれた。
- ・「三多摩テーゼ」をきっかけに多摩地域で公民館づくり運動が活発化し、公民館の数が大幅に増加した。
- ・公民館での学習を経験した住民が、地域の課題解決(高齢者の居場所づくり、子ども食堂の開設など)に取り組むなど、様々な領域で活躍する市民を育ててきた。
- ・1960年代(公民館三階建論)では、都市への人口集中を背景に、新住民が孤立しないための「交流や学習の場」として公民館が求められた。

・1970年代(三多摩テーゼ)では、公害問題などへの対抗運動から住民の「学習権」意識が高まり、その権利を公的に保障するための「施設・職員の整備」を求める運動へと発展した。

・これらの住民要求の変化と運動が、多摩地域での公民館設置を推進する大きな力となった。

(3) 公民館三階建論、三多摩テーゼとは

・公民館三階建論は、1964年に提唱された、都市型公民館の具体的なイメージである。1階は住民が気軽に集える場(体育・社交)、2階はサークルなどが活動する場、3階は体系的な講座が行われる場をイメージしたとされる。

・「新しい公民館像を目指して(通称:三多摩テーゼ)」は、公民館が果たすべき4つの役割(住民の自由なたまり場、住民の集団活動の拠点、住民にとっての「私の大学」、住民による文化創造のひろば)と、その運営の基盤となる7つの原則(自由と均等、無料、学習文化機関としての独自性、職員必置、地域配置、豊かな施設整備、住民参加)を示したものである。

(4) 近年の公民館の問題点

・経験の浅い職員や非常勤職員が多く、専門的な事業の継続が難しい。

・Wi-Fiなど、現代の学習に必要な環境がまだ十分ではない。

・利用者がグループ活動よりも、個別での利用を好む傾向が強まっている。

・主婦層や高齢者層に利用が多く、幅広い住民が利用する施設となり得ていない。

・従来の「参加者募集型」の講座だけでは多様なニーズに応えられず、個人の興味に合わせた「学習メニュー提供」への転換が求められているが、民間の学習サービスとのすみ分けが必要である。

(5) 公民館運営審議会はどうして生まれ、これからどうする？

・公民館運営審議会は社会教育法第29条から第31条に規定されている。

・住民に密着した公民館の運営に民主性・民衆性を確保するため、館長の相談機関として設置された。当初は、住民選挙で選ばれた「公民館委員会」が公民館運営審議会委員を選出していたが社会教育法の公布により、現在の形(館長の諮問に応じ、事業を調査・審議する)が定められた。

・公民館運営審議会委員は、法律で定められた役割に加え、地域住民の意見・要望や、地域の変化・課題といった情報を収集し、公民館に伝える。公民館の事業を地域に広め、参加を促進する。また、事業や施設を利用して気づいた点をフィードバックする。これから学習を始めたいと考えている住民に対し、情報提供や支援を行うことが期待されている。

・公民館運営審議会委員が職員に期待することとして、国・都や他市の動向、地域課題など、情報を提供・共有してほしい。日常的に話し合える機会の創出をしてほしい。

・これからの公民館運営審議会委員の役割として、住民だけでなく、自治体職員も参加する学習機会を提案すること、インターネットを活用し、公民館に来られない人や未利用者に向けた情報発信を強化すること、社会参加に制約のある人々への配慮を促し、「いつでも、誰でも、どこでも」学べる環境を提案すること、行政(公民館)職員とは違う立場を活かし、地域の人材をつなぐネットワーク作りを先行して行う。

次回会議予定：令和7年2月13日(木) 午後2時～ 中央公民館 301 学習室